

目黒区移動支援事業の利用料金の改定及び運用拡充等について (令和元年10月ご利用分から)

1 利用料金について

- 移動支援サービス提供事業者への報酬単価を変更するため、利用者の皆様にご負担いただく利用者負担額も変わります。
- 利用者負担上限月額が0円の方は影響ありませんが、利用者負担上限月額が4,600円、9,300円、37,200円の方において、これまでの利用者負担額よりも上がる場合があります。
- 通学介助について、これまで1.0時間までの費用は一律でしたが、通学にかかる所要時間が「0.5時間まで」と「1.0時間まで」に分け、費用の設定も分けます。また、早朝（午前8時まで）の時間帯に通学する場合の費用の加算を設けます。

	現行	令和元年10月から
移動支援（社会参加）を利用した場合 <small>（金融機関での手続き、散歩、趣味の外出など）</small>	例) 移動支援（介護あり）1時間を1回利用した場合 サービスに係る総費用額 4,381円 利用者負担額（総費用額の1割相当） 438円	例) 移動支援（介護あり）1時間を1回利用した場合 サービスに係る総費用額 4,401円 利用者負担額（総費用額の1割相当） 440円
通学等介助を利用した場合 <small>（小中学校、高校への通学や福祉工房等への通所）</small>	1.0時間までの通学に係る総費用額 2,038円 1.0時間を超えた場合（0.5時間ごと） 817円	0.5時間までの通学等に係る総費用額 2,139円 1.0時間までの通学等に係る総費用額 3,001円 1.0時間を超えた場合（0.5時間ごと） 761円 早朝加算（午前8時まで・0.5時間ごと） 534円

裏面もご覧ください。

2 運用拡充等について

- 現行の目黒区の移動支援事業では、放課後等デイサービス事業所への送迎の目的でご利用いただくことができませんでしたが、令和元年10月からご利用いただけます。ただし、下表に記載のとおり一定の条件があります。
- 福祉工房等の通所施設（又はそのバスポイント）への送迎について、下表のとおり整理します。

	現行	令和元年10月から
放課後等デイサービス事業所への送迎	—	<p>保護者の就労や疾病など、一定の条件を満たした場合に、「通学等介助」としてご利用いただけます。</p> <p>ただし、対象とする放課後等デイサービス事業所は、目黒区内に所在する事業所又はそれに準ずる区域（※）に所在する事業所とします。</p> <p>なお、放課後等デイサービス事業所が送迎を実施している場合には、そちらの送迎を優先してご利用していただきます。</p> <p>※ 区外の放課後等デイサービス事業所の場合、自宅又は学校を起点として、送迎にかかる所要時間が概ね30分程度のエリアに所在する事業所とします。詳しくは担当ケースワーカー又は相談支援専門員にご相談ください。</p>
福祉工房等の通所施設（又は、そのバスポイント）への送迎	<p>① 保護者の就労や疾病など、一定の条件を満たした場合に、「通学介助に準じた『特例』」として決定。</p> <p>② 一部のご利用者様において、通学介助に準じた決定でなく、移動支援（社会参加）で決定していました。</p>	<p>① 保護者の就労や疾病など、一定の条件を満たした場合に、「通学等介助」として決定。（特例扱いでなくなります。）</p> <p>② 通所施設（又はそのバスポイント）への送迎をご利用になる全ての方において「通学等介助」の決定とします。</p>